

事項名	6月19日～7月9日ステップ②	7月10日～7月31日ステップ③	8月1日以降	再度緊急事態宣言が発令された場合 (全国一律如何にかかわらず)
(1) 学生生活に関すること				
① 大学施設の使用	使用可  ただし、体育館及びトレーニング室は感染予防(人数制限、使用後の換気、清掃、器具・室内の消毒等)の徹底を条件に使用可とする。	使用可  ただし、体育館及びトレーニング室は感染予防(人数制限、使用後の換気、清掃、器具・室内の消毒等)の徹底を条件に使用可とする。 ※体育館でスケートボードを使用するなど、不適切な使用は堅く禁ずる。	使用可  ただし、体育館及びトレーニング室は感染予防(人数制限、使用後の換気、清掃、器具・室内の消毒等)の徹底を条件に使用可とする。 ※体育館でスケートボードを使用するなど、不適切な使用は堅く禁ずる。	全面使用不可
② 図書館	開館 通常業務 (学外者の利用禁止を解除)	開館 通常業務 (学外者の利用禁止を解除)	開館 通常業務 (学外者の利用禁止を解除)	閉館
③ 不要不急の県外移動	全面自粛解除 ただし移動前の届出と帰秋後の健康観察は継続実施  移動先における⑤の事項に留意のこと	全面自粛解除 ただし移動前の届出と帰秋後の健康観察は継続実施  移動先における⑤の事項に留意のこと	全面自粛解除 ただし移動前の届出と帰秋後の健康観察は継続実施  移動先における⑤の事項に留意のこと	全面自粛 なおやむを得ず移動した場合は、帰秋後14日間の自宅待機(健康観察)とする。 ※遠隔授業実施に伴い面接する機会が少なくなることから、一人暮らしの学生の健康管理と安全確保のため、定期的にアドバイザーが学生の状況を確認すること
④ アルバイト	自粛解除 就労先が業種別感染予防ガイドラインに沿った対応がとられているか確認し、自らも感染予防対策を十分にとること	自粛解除 就労先が業種別感染予防ガイドラインに沿った対応がとられているか確認し、自らも感染予防対策を十分にとること	自粛解除 就労先が業種別感染予防ガイドラインに沿った対応がとられているか確認し、自らも感染予防対策を十分にとること	自粛継続又は禁止 一部保護者から「自粛」は不安があり、学生に責任転嫁するものであるから一律禁止にすべきとの意見が寄せられている。
⑤ カラオケ、ライブハウス等への出入り	禁止継続 カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等への出入りのほか、感染防止のため、直接対面でのサークル活動(他大学のサークルを含む)・懇親会・交流会・パーティ等も、参加不可。(オンライン除く)	禁止継続 カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等への出入りのほか、感染防止のため、直接対面でのサークル活動(他大学のサークルを含む)・懇親会・交流会・パーティ等も、参加不可。(オンライン除く)	禁止継続 カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等への出入りのほか、感染防止のため、直接対面でのサークル活動(他大学のサークルを含む)・懇親会・交流会・パーティ等も、参加不可。(オンライン除く)	禁止継続
⑥ 海外渡航	禁止継続	禁止継続	禁止継続	禁止継続
⑦ 健康観察	継続	継続	継続	継続
(2) 授業について				
① 看護学部	遠隔授業を主体とした授業を実施 感染予防に配慮した対面式による授業も段階的に実施	遠隔授業を主体とした授業を実施 感染予防に配慮した対面式による授業も段階的に実施	遠隔授業を主体とした授業を実施 感染予防に配慮した対面式による授業も段階的に実施	遠隔授業を主体とした授業を実施
② 介護福祉学科	感染予防に配慮した対面式による授業を実施	感染予防に配慮した対面式による授業を実施	感染予防に配慮した対面式による授業を実施	感染予防に配慮した対面式による授業を実施
(3) 教職員の服務関係				
① 県外出張	禁止全面解除	禁止全面解除	禁止全面解除	禁止
② 不要不急の県外移動	全面自粛解除 ただし移動前の届出と帰秋後の健康観察は実施すること。	全面自粛解除 ただし移動前の届出と帰秋後の健康観察は実施すること。	全面自粛解除 ただし移動前の届出と帰秋後の健康観察は実施すること。	全面自粛 なおやむを得ず移動した場合は帰秋後14日間の自宅待機(健康観察)とする。
③ 県外在職職員	全面解除 勤務中における三密回避に引き続き取組む (在宅勤務、テレワークについては就業規則等の規程が整備されるまで実施しない)	全面解除 勤務中における三密回避に引き続き取組む (在宅勤務、テレワークについては就業規則等の規程が整備されるまで実施しない ※本部において検討中)	全面解除 勤務中における三密回避に引き続き取組む (在宅勤務、テレワークについては就業規則等の規程が整備されるまで実施しない ※本部において検討中)	在宅勤務(規定に基づき実施) (規程等整備前の場合は緊急避難的措置として実施) 勤務中における三密回避に引き続き取組む
④ 海外渡航	禁止	禁止	禁止	禁止
(4) その他				
① 大学全体	休業解除	休業解除	休業解除	休業、全館閉鎖
② 県外業者及び学外者 (施設利用を除く)	入館禁止 全面解除	入館禁止 全面解除 入館時におけるマスク着用と体調確認を徹底 ポスター及びホームページ等により周知(別紙1)	入館禁止 全面解除 入館時におけるマスク着用と体調確認を徹底 ポスター及びホームページ等により周知(別紙1)	入館禁止
③ 保健管理委員会	遠隔授業時の感染予防対策(ポスターの掲示、医療廃棄物用ゴミ箱設置等)を実施する。	遠隔授業時の感染予防対策(ポスターの掲示、医療廃棄物用ゴミ箱設置等)を実施する。	遠隔授業時の感染予防対策(ポスターの掲示、医療廃棄物用ゴミ箱設置等)を実施する。	-
④ マスクを調達できない学生への対応	事務(対応窓口 小野次長)で布マスクを有料(1枚100円、日本製)で配布する。	事務(対応窓口 小野次長)で布マスクを有料(1枚100円、日本製)で配布する。	事務(対応窓口 小野次長)で布マスクを有料(1枚100円、日本製)で配布する。	-
⑤ 施設利用	使用禁止継続  学外者による施設利用(屋内屋外を問わず)は7月31日まで使用禁止とする。ただし、日本赤十字社関連機関が本学と密接な関連のある業務を行う場合で、学長が認める場合はこの限りではない。	使用禁止継続  学外者による施設利用(屋内屋外を問わず)は7月31日まで使用禁止とする。ただし、日本赤十字社関連機関が本学と密接な関連のある業務を行う場合で、学長が認める場合はこの限りではない。	使用禁止(条件付き)解除  感染防止対策として、定員数の制限や三密の回避対策を徹底していること及び検温と体調管理を行うことを条件に使用を認めるものとする。 (別紙外部施設利用者ガイド(別紙2)を参照)	全面使用禁止
⑥ 学生支援緊急給付金	6/19第1回募集〆切り	第2回募集〆切り、募集規模 未定	第2回募集〆切り、募集規模 未定	